

○地域医療情報研修センター利用規程

(昭和 56 年 12 月 10 日制定)

改正 昭和 62 年 4 月 1 日 平成元年 5 月 18 日
平成 2 年 2 月 15 日 平成 6 年 4 月 1 日
平成 11 年規程第 3 号 平成 12 年規程第 29 号
平成 16 年規程第 54 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地域医療情報研修センター(以下「センター」という。)の大講堂、中講堂、大会議室、中研修室及び小研修室(以下「会議室等」という。)の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の範囲)

第 2 条 学校法人自治医科大学(以下「本学」という。)の業務又は本学が主催する行事等に使用する場合(次条において「業務上使用する場合」という。)のほか、センターを利用できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 本学が共催し、又は後援する会議等
- (2) 自治医科大学地域医学研究会が主催する会議等
- (3) 前二号に掲げるもののほか、本学の職員が加入している学術研究会、本学の関係団体が主催する会議等で、事務局長が適当と認める会議等

(利用手続)

第 3 条 会議室等を業務上使用する者又は前条各号に掲げる会議等で利用しようとする者は、会議室等利用申込書(別記様式第 1 号)をセンター内事務室(以下「事務室」という。)に提出し、事務局長の許可を受けなければならない。この場合において、会議室等利用申込書は、大講堂、中講堂及び大会議室の利用にあつては利用しようとする日の 1 月前までに、その他にあつては、利用しようとする日の 10 日前までに事務室に提出するものとする。

2 事務局長は、前項の利用を許可した場合は、地域医療情報研修センター会議室等利用許可書(別記様式第 2 号)を交付するものとする。

(利用の取り消し等)

第 4 条 利用者が、この規程及び許可条件に違反したときは、事務局長は、利用の途中であつても、当該許可を取り消すことができる。

2 前項のほか、本学の運営上特別の必要がある場合は、事務局長は、当該許可を変更し、又は取り消すことができる。

(実費の負担)

第 5 条 センターの利用者は、別表に定める利用に係る実費を負担しなければならない。

2 センターの利用に係る実費は、前項の規定にかかわらず、事務局長が特に必要があると認める場合は、減免することができる。

(休館及び利用時間)

第 6 条 センターの休館日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとし、会議室等の利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、事務局長が必要と認めたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第 7 条 センターを利用する者は、別に定める利用心得を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって施設を利用しなければならない。

2 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設設備を損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年12月10日から施行し、昭和56年10月1日から適用する。

附 則(昭和62年4月1日)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年5月18日)

この規程は、平成元年5月18日から施行する。

附 則(平成2年2月15日)

この規程は、平成2年2月15日から施行する。

附 則(平成6年4月1日)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規程第3号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規程第29号)

この規程は、平成12年10月26日から施行する。

附 則(平成16年規程第54号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

会議室等の実費

		実費		備考
		半日(4時間)	1日	
		(9時～13時) (13時～17時)	(9時～17時)	1 実費は、本学が主催する場合を除き徴収する。 2 許可を受けた使用時間を超えて使用する場合は、一時間につき半日分の額に100分の30を乗じて得た額とする。
大講堂	1階のみ使用	120,000	240,000	
	1・2階使用	140,000	280,000	
中講堂		45,000	90,000	
大会議室		45,000	90,000	
中研修室		15,000	30,000	
小研修室		5,000	10,000	

別記様式第 1 号(第 3 条関係)

会議室等利用申込書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 3 条関係)

地域医療情報研修センター会議室等利用許可書

[別紙参照]